

令和2年度第2回伊予市行政評価委員会 会議録

日時：令和2年7月22日（水）18時30分～21時15分

場所：伊予市庁舎4階大会議室

出席者：妹尾克敏委員長、西田和眞副委員長、倉澤生雄委員、小倉揮代委員、篠崎加代委員、木本敦委員

事務局：未来づくり戦略室（皆川・岡井・曾我部）

傍聴者：3人

1 開会

会議の成立及び傍聴者が3人であることを確認した。

2 議事

（1）第1回会議録の確認

説明事項として、令和元年度事務事業評価の取組状況、意見公募について報告を行った。また協議事項として、低評価（自己判定又は一次判定においてC、D判定を含むもの）と判断された事業及び廃止事業の21事業について、本委員会で諮るかどうかの確認を行った。廃止事業20事業については事業の内容報告を行っている。その後、委員会日程、進行及び今年度諮る事務事業の確認を行った。

（2）行政評価（外部評価）

評価対象事務事業シートは昨年度に引き続き、各事務事業シート3ページに事務事業補助シートを加えた4ページの構成である。担当課から概要説明を行う。また今年度も所管部長が出席する。

No. 1	救急医療対策事業（健康増進課）	2
No. 2	病児・病後児保育事業（子育て支援課）	8
No. 3	意思疎通支援事業（福祉課）	14
No. 4	隣保館管理運営事業（福祉課）	19
No. 5	地域活力創造事業（未来づくり戦略室）	23

（3）次回の委員会日程

第3回委員会は8月5日（水）18時30分～

第4回委員会は8月19日（水）18時30分～

（4）その他

次回委員会の事務事業評価シート及び添付資料を配布した。

3 閉会

No. 1 救急医療対策事業（健康増進課）

総合計画：健康福祉都市の創造－生涯にわたる健康づくり

すべての市民が生涯にわたる健康づくりに取り組むことで、健康寿命の延伸を図ることができる。

事業対象：全市民

事業目的：第一次救急医療の確保と第二次救急医療の整備、初期救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制により、休日夜間における医療の確保を図る。

事業内容：本市のほか、松前町、砥部町で実施する「伊予地区在宅当番医制運営事業」また、本市のほか、松山市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町の松山医療圏域で実施する「松山地区病院群輪番制病院運営事業」「松山地区急患医療センター運営事業」「松山地区小児救急医療支援事業」となっている

予算・決算：当初予算21,473千円、決算額22,139千円（詳細は資料4ページ）

人件費：0.2人工

（健康増進課）

成果指標として松山市急患医療センター市町別受診者の内、伊予市民の受診割合を掲げている。結果は4.7となっており、前年度より減少している。これは年度ごとに変動がみられる。

自己判定については、行政が担っていく事業として妥当性があるものとしてSとしている。有効性、効率性についてはAとしている。

医師不足、医師の高齢化等、救急医療体制の確保が難しくなっている中、休日夜間の医療体制を構築することは、市民が安心して生活する上で不可欠なものとして、今後も適正な救急医療の利用について、啓発に努めたい。

所属長の判定は妥当性S、有効性、効率性はAであり、事業の方向性を事業継続としている。これは、休日等の救急医療体制を構築するため、事業を継続していく必要があり、医師不足、医師の高齢化等が進んでいる中で、今後医師確保の取組について検討していく必要があるため、松山医療圏域での連絡会等で、引き続き協議検討していきたい。

今回、委員選定により外部評価案件となっている。

（委員）

活動指標内の病院群輪番制実施医療機関数の14件とあるのは、14の病院数と考えてよいか。

(健康増進課)

14の医療機関を8つのグループに分けて輪番で当番を行うようにしている。松山地区病院群輪番制病院運営事業については、二次救急である。二次救急を提供できるのは、24時間体制で救急患者の受け入れができるようになっていて、手術治療も含めた入院治療を提供できる設備が整っていること、救急医療の知識と経験が豊富な医師が常に従事していること、救急患者のための専用病床が整備されていること等の条件を満たしている病院である。

二次救急を受け入れることができる14の医療機関が、松山地区（松山市・伊予市・東温市・久万高原町・松前町・砥部町）にある。

(委員)

在宅当番医制の医療機関は伊予市にはいくつあるのか。

(健康増進課)

休日に対応している医療機関が、市内に15施設。中山・双海も含まれた数である。

(委員)

この事業については、ほとんどが負担金での支出になっている。小児救急医療支援事業費負担金が9,369千円と、ほかに比べると金額が大きい。具体的な説明をお願いしたい。

(健康増進課)

負担金については、それぞれの運営費に充てるものである。松山地区での実施であるため、それぞれの自治体の人口で按分し、人口割で金額が決まっている。

(委員)

所管課からの説明があって初めて理解できた。救急医療対策事業が4つの事業が一緒になって構成されているため、この事業に対する理解が難しくなっているのだと感じる。

成果指標が、松山市急患医療センター市町別受診者の伊予市民の受診割合を設定しており、松山医療圏において4.5%の伊予市民の受診割合があればよいと考えられる。

補足資料4ページの松山医療圏救急医療市町連絡会規約第4条第2項によると、各市町負担金の率は国勢調査人口により定めるとあり、この人口割のパーセンテージと成果指標の目標値を4.5%に設定した関連性はあるのだろうか。

(健康増進課)

松山医療圏の人口割については、約80%が松山市であり、伊予市は5.7%とな

っている。この数字だけでいうと、成果指標の目標値はより厳しい設定となっている。所管課としては、受診割合が5.7%以下であれば、救急時の適正受診が図られていると判断できるのではないかと考えている。

(委員)

逆に、4.5%の受診割合しかないのに、5.7%の過大な負担をしているという見方もあるが、その点についてはどのように考えているのか。

(健康増進課)

過去の実績では、平成29年度は4.34%、平成28年度は4.09%、平成27年度は4.35%、平成26年度は3.99%となっており、人口割を下回る状況が続いている。良い見方をすれば、適正受診が図られていると判断できるが、過大な負担をしているという厳しい見方もあることは十分理解できる。ただ、人口割については、圏域で決めていることなので何ともしがたい印象もある。

(委員)

連絡会より事業報告や会計報告は受けているだろうが、そこから伊予市の負担が適正かどうかを考える必要があるだろう。また、伊予市の実績が年々増加傾向にある現状については、事業説明時に課題にあげていた医師不足や医師の高齢化が少なからず影響しているのではないか。この現状については、早急に対策をし、救急医療対策事業を構成する4事業の充実を図る必要があると思われる。

(委員)

指標設定が単に利用状況を表すに留まっている。ただ、この数値は病気との絡みがあるため、設定には難しさがある。何パーセントを超えれば救急医療がもたなくなるというような数値があるのなら、目標値や実績値について検討ができるのだろうが、絶対値は出てこないと思われる。それぞれの自治体で住民の高齢化等の状況に違いがあるため、相対的な考えでないといけない。

質的な面から設定できないものかと、救急搬送時間や傷病からの回復状況等も考えてみたが、各自治体の地理的状況や傷病の種類等で異なるため、具体的な数値をとることが難しい。自分なりにあれこれと考えてみたのだが、成果指標としては、現状で致し方ないという結論となった。

市内には新しくできた病院もあるが、郡中地区を歩いてみると、自分が子供の頃に通った医療機関がなくなってしまったと感じる。医師の高齢化や病院の数、医師不足という課題がこの地区にはある。住民の健康を守るというのは重要なことであるため、非常に厳しい状況にあると思われるが、継続をお願いしたい。

(委員)

事業の目的に、「休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療確保」とあることから、これが達成できているのかという視点を持つ必要がある。実際、伊予市内において救急時間帯に受診ができていない状況があるのだろうか。

(健康増進課)

休日及び夜間において受診ができないという状況の把握はできていない。ただ、救急搬送できなかったという話も聞いてはいない。

(委員)

事業の目的を達成するためには大切な視点であるため、この状況については把握が必要であるし、改善が必要なのだろう。伊予市だけでなく、松山圏域で対応しているので、圏域で救急医療体制が充足しているのかを把握したのでよいと思う。

事業成果に、「医師不足、医師の高齢化等から、救急医療体制の確保は難しい状況になってきている中、医師会と行政が連携を図ることで医療体制の構築に努めてきた」とあるが、担当課としては確保できていると考えているのか、そうでないのか。

(健康増進課)

医療体制については、現状充足・確保できていると考えている。しかし、本市では、小児科医が不足しているため、その確保が課題として残っている。

(委員)

伊予市内の在宅当番医と松山市の急患医療センターの受診について、市民がどのように受診しているのかを事務事業評価シートから読み取りにくいいため、評価のしづらさがある。

以前は旧伊予市の当番医というのがあって利用しやすいという感じがあったが、現在は中山・双海も含めた状況になっている。課題にあるように医師不足等でこのような方法になっているのは仕方がないという気持ちがある。ただ、いざ受診となった際には、旧伊予市の人には中山・双海よりも松山の医療機関に行くような感じがする。また、市民目線で言うと、当番医として開院していても、整形外科や内科だと、その他の症状では受診しづらい。せっかく開けていても利用されないのではもったいない。

(委員長)

成果指標については多くの意見が出ていた。ここで考えなければならないのは、成果指標が上がった方がよいのか、そうでないのか。この点がまず分かり

にくい。

また、補足資料にある、伊予地区救急医療対策協議会規約と松山医療圏救急医療市町連絡会規約という二つについても考えなければいけない。

松山市・伊予市・東温市・久万高原町・松前町・砥部町という3市3町の枠組みでの事業。伊予市のその他の事業においても言えることではあるのだが、地方自治法第252条の2により広域連携協約という枠組みができる。伊予市においては、この広域連携協約を設ける考えはないのだろうか。連携協約の中で救急医療体制についてはこうであるというような構造にすれば、我々委員だけでなく、地域住民に対しても、主旨や目的が伝わりやすく、成果等が分かりやすくなるのではないか。

(健康増進課)

成果指標については、低く抑えてという考えである。

抑えるための取り組みとしては、市のホームページや広報での周知だけでなく、幼稚園や保育園に訪問した際には小児救急医療については電話相談も可能であるため、まずは電話相談をしてからその後の対応をするようお願いしている。適正利用を第一に考え、今後も市民には周知を行っていく。

(委員長)

この広域連携協約について、救急医療に限って仕組み作りをしているのか、それより上の枠組みで実施しているのか。

例えば、松山市の図書館協議会では、上位の広域連携協約を久万高原町等も含めており、松山市の図書館の書籍を久万高原町の住民でも貸出できるようになっている。圏域内の人間であれば、市民と同じ扱いができるというものである。

この事業については、そういう扱いをしない方がよいのか。

(健康増進課)

救急医療体制については、松山市主導の事業であるため、委員長から指摘のあった広域連携については他市町から声が上がっていないのが現状である。今後そういう場面があれば、検討していきたい。

(市民福祉部長)

救急医療体制の中には、三次救急体制・二次救急体制・初期救急体制とある。三次救急体制となると、県下の広域な取り組みとなり、愛大医学部附属病院や愛媛県立中央病院など4か所の指定医療機関がある。

この救急医療体制については、そもそも愛媛県の救急医療体制という県下の取り組みの中における一つの圏域での取り組みである。一つの圏域だけでの広

域連携協約というのは現時点では困難と感じているが、松山市主導ということもあるため、機会があれば話をしてみたい。

(委員長)

市町連絡協議会の課題にあげてもよいと思う。この制度がもう少しかゆいところに手が届くようなシステムにできないだろうかと考えていた。旧伊予市はよいが、現在は中山・双海がこの圏域に新しく入ってきている。それぞれの地区には固有の課題があったはずである。それが雲散霧消するようではいけない。救急医療体制だけに特化して何だかんだ言うのではなく、地域医療全体の改題として取り組んでもらいたい。

No. 2 病児・病後児保育事業（子育て支援課）

総合計画：健康福祉都市の創造―次代を担う子どもたちの育成支援

総合計画の政策を達成するため、次代を担う子どもたちの育成支援を推進する。

事業対象：伊予市内在住か又は市内保育所等利用の生後6か月から小学6年生までの病児又は病後児の児童で、医師連絡表において入院の必要が無い児童

事業目的：病児又はけがを有する児童の保護者が勤務等により当該児童を保育することが困難である場合に、その児童を一時的に保育することで安心して子育てができる環境の整備を図る。

事業内容：病児又は病後児児童を一時的に保育することであるが、本市では、平成28年4月の開設に併せて全国でも初めてのお迎えサービスを取り入れ、保育所や学校での急な発熱等の病気やケガなどの際に、職員が保護者に代わって児童を迎えに行き、預けることができる取り組みを実施する。

予算・決算：当初予算8,452千円、決算額5,800千円（詳細は資料8ページ）

※事業活動の内容・成果の補足の表、賃金の摘要欄について
嘱託保育士1人を削除。その横に続くパート保育士1人を
2人に訂正

人件費：0.05人工

（子育て支援課）

成果指標は、事業の目的を達成するため、利用人数を指標として700人の目標を掲げていたが、結果は675人となり、前年度の786人から111人、14.1%減となった。この要因は、例年に比べ、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、1～3月の利用者が減少したことによるものと考えている。

自己判定は、評価において妥当性をA、有効性をA、効率性をAとしており、事業成果として、利用人数に合わせて、職員の勤務体制を変更するなど、柔軟に対応した。職員が利用児童保護者とコミュニケーションを密にとることで、事業の信頼を築くことができた。しかし、インフルエンザ等の流行期は、定員超過のため、利用希望があるにも関わらず、お断りをするがあったという課題があった。

所属長の判定は、妥当性・有効性・効率性ともにA判定であり、事業の方向性を事業継続と判断している。これは、国が示す子ども・子育て支援事業の一つであり、利用者のニーズも高く必要不可欠な事業であるということが挙げら

れる。

保育士不足の現状がある中で、利用者ニーズに応えていく必要があるため、スタッフの確保に努める必要がある。また、医療機関と連携を図る上でも、必要な知識習得のため、現場スタッフの研修の充実を図る必要があるとの課題認識があることから、保育士の確保と研修機会の充実に努めることとしているが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、研修は未実施となった。

二次判定者においては、子どもの育成支援事業であり、事業継続をする必要があるが、市民に身近な事業であることから判断し、外部評価案件となっている。

なお、協力医療機関休診日のお迎えサービス等の課題については、事前の利用登録の際に、保護者へ現状を伝え、理解してもらう形で運用をしている。この件については、今後、現状を踏まえて検討していく予定である。

(委員)

成果指標に設定されている利用人数の実績は多い方がよいのか、少ない方がよいのか。今回、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、実績が減となっているのは仕方ないと感じる。例年のインフルエンザ流行期等の利用希望が重なってしまう場合の対処は考えていると思うが、保育室やスタッフの確保など苦慮することが多々あるのだろう。利用がない時は本当にはない場合もあるだろうから難しい。

利用実績を見ての感想だが、キャンセルがかなり多いことに驚いている。どうしてこれほど多いのかと不思議に感じている。

(委員)

事業の目的と成果指標の設定の関連性が気になるところである。成果指標の目標値700人はどのような考えで設定したものなのか。

(子育て支援課)

平成28年度に開設し、毎年の実績値をとっているが、多い年も少ない年もあり、年ばらつきがある。目標値も多ければよいという考えではなく、毎年の実績値から考えた目標設定としている。

(委員)

成果指標の設定が難しい。目標値700人が事業の目的を達成するものなのか、そうでないのかの判断ができない。もしかしたら、すでに目的を達成しているのかもしれない。そう考えると、この成果指標は適切ではないのではとも感じる。現在は目標値に延べ人数を採用しているが、要綱にある定員10人が市民ニーズをどのくらい満たしているのかという視点も重要である。10人に対して、

毎日どのくらいのニーズがあるのか。難しいとは思いますが、この点を検証できるとより良い効果測定ができる。

新型コロナウイルス感染症の影響により、定員10人の受け入れは難しくなるのか。

(子育て支援課)

感染症児が発熱・咳等がある場合、一人一人を隔離できる部屋で過ごしてもらい必要がある。施設には、隔離できる部屋が3室と大部屋が1室ある。最大定員10人となっているが、感染症児の保育については3人が上限であり、その時のスタッフの状況等によって10人の受け入れができない場合もある。

(委員)

これは子供の行き場の問題である。新型コロナウイルス感染症による全国一斉休校措置となった時に、子供の行き場がない、親は仕事を休ませてくれないということで全国的にかなりの混乱が起こった。元気な子供でも行き場がないという状況にあるのに、この事業は病気の子を抱えて親は仕事しなければならぬという状況への支援であり、市の重要な施策であると考えている。

安心して親が働いて、その間子供を保育してもらえろという環境があれば、子育てのしやすいまちだということで、伊予市への居住を選ぶ人も増えるのではないだろうか。大幅な拡充というのは難しいと思われるが、良い施策であるので、ぜひ継続をしていただきたい。

現在、伊予市において小児科医が不足している現状があるが、この事業の運営において小児科医が一つというのは厳しいのではないだろうか。できれば近隣の医療機関で協力してもらえるところを一つでも増やすことができればいいのではないか。

(子育て支援課)

現在、小児科の協力医療機関については、3医の協力を得られるようになっており、利用者に対し対応を行っている。

(委員)

資料の成果指標の実績は675人。補足資料の利用実績は641人。数字はどちらが正しいのか。

(子育て支援課)

病児・病後児保育事業については、本市独自の事業と松山市を中心とする3市3町の広域連携事業の二つがある。差分の34人については、市民が松山市等の施設で病児・病後児保育事業を利用した実績である。

(委員)

理解できた。そこから考えられることとしては、伊予市の子育てをしている人の働き先がどこにあるのかということ。伊予市内に勤務先がある人は、「いよっこ すまいる」を利用する人が多いのだろう。広域利用をしている人は、伊予市外に勤務先がある人なのだろう。両親の勤務先と利用に対するニーズの相関関係について調査・検討したことはあるか。

(子育て支援課)

そのような視点で調査・検討をしたことはない。

(委員)

ぜひ、広域連携を考える際には相関関係をリサーチしてもらいたい。市外で勤務していても伊予市に住んで子育てするのが素敵だと思ってもらうためにも、大切な視点である。

また、伊予市で開設した際の特徴としてお迎えサービスを挙げていたが、利用実績があまりない。利用の形態として、保育園等で体調が悪くなって急に利用が必要になったという場合よりも、子供は休ませないといけませんが仕事を休むことができないから預けるという場合の方が多いのか。

(子育て支援課)

急性期の場合、保護者が保育園等に迎えに行き、病院を受診し、翌日から利用するというケースが大半である。

(委員)

急な発熱等の場合、親も急に休みはとれないことも多いだろう。そこにお迎えサービスのニーズがあるのだと思う。他の事例では、タクシー会社と医療機関との連携でお迎えサービスをしているのを聞いたことがある。伊予市でもタクシー代の支出があるが同じようなものか。

また、お迎えサービスが利用できるにも関わらず、保護者が保育園等に迎えに行くことが多くなっているというのはなぜだろうか。

(子育て支援課)

本市の場合はタクシー会社との連携というものではなく、お迎えサービスの利用依頼が入った際に、タクシー会社に予約して、職員が乗り込み、保育園等に迎えに行くというものである。お迎えサービスの費用については全額公費負担としており、保護者には負担がない形としている。

職員の話によると、いくら体調が悪く、親からの依頼であるといっても、面識のない人が迎えに来たというのは、子供には受け入れがたく、拒否されてしまって病院に行くのに苦慮する場合もあるとのことである。そう考えると、体

調が悪く苦しい時は、保護者が迎えに行くのが子供にとっては一番安心できるのだろう。

(委員)

娘の子供が体調を崩した際に、休みがとれないので迎えを頼まれたことがあった。その時から、伊予市の取り組みはどうなっているのか興味があった。

利用実績にあるお迎えサービスの利用件数というのは、保育園等に迎えに行き、医療機関を受診した件数という理解でよいか。また、子供は割と朝登園しようとなった時に急に熱が出ているようなことがあり、バタバタとした記憶がある。家からはお迎えサービスは使えないのだろうか。

(子育て支援課)

お迎えサービスの利用実績については、保護者からの依頼があり、職員が保育園等に迎えに行った件数である。お迎えサービスについては、家からの利用は想定していない。

(委員)

施設がぐんちゅう保育所横にあるということで、利用者は周辺の人が多いのだろうか。また、給食の提供とあるがどこで作っているのか。

(子育て支援課)

利用者は旧伊予市の人が大半である。中山・双海からの利用はほとんどない。給食については、隣にぐんちゅう保育所があるため、そこで調理をして提供している。

(委員長)

一次判定の事業の方向性に「国が示す子ども・子育て支援事業の位置付けであり、利用者のニーズも高く必要不可欠な事業である」とあるが、この事業を今後も継続していく体力が伊予市にあるのかが気になっている。

直接事業費が580万円。その中で協力医療機関応急対応業務等の委託料45万7千円。これは具体的にはどのようなものか。また、病児・病後児保育の実施場所である「いよっこ すまいる」のハード面を拡大する予定や考えはあるのか。それとも、現状維持ということか。

(子育て支援課)

委託料については、協力医療機関である宇山小児科へ、定額で毎月3万5千円の協定料と1人の診療につき150円を支払っている。

病児保育室の規模については、現状のままでできる限り維持していければと考えている。

(委員長)

充実すればするほど、ハードが大きくなればなるほど、そこに関わる職員等の数も多くしていく必要が出てくるため、痛しかゆしである。

記載されている賃金は臨時看護師等の5人分の合計である。決して高くはない。もっと多くの賃金をもらえる環境もあると思うが、この事業の趣旨を理解して従事してもらえている。小児科も同じで、他の診療科目に比べると保険診療点数が低いから、あまり儲からないという状況がある。そのような中で、病児・病後児保育に協力をいただけているという環境を大切にしていきたい。

(市民福祉部長)

成果指標が高ければよいのか、低ければよいのかという指摘、また、根本的な部分については捉え方が難しかったという意見もあったので、今後の成果指標を設定する際の課題とし、解決できるように努力したい。

No. 3 意思疎通支援事業（福祉課）

総合計画：健康福祉都市の創造一心の通った社会福祉の推進

誰もが安心して自分らしく暮らせるために、障がいサービスを提供する。

事業対象：市内に在住する身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障がい者で、手話通訳派遣の必要性があると認められる者

事業目的：市内在住の聴覚障がい者で手話通訳を必要とする方に対し、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の者との意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る。

事業内容：通院や公的機関との連絡調整、社会参加促進のための学習活動、冠婚葬祭等に関する場合、1回の利用につき3時間、週に3回を限度として手話通訳者を派遣する。申請者の利用料は発生しない。

予算・決算：当初予算2,684千円、決算額2,290千円（詳細は資料12ページ）

人件費：0.06人工

（福祉課）

事業内容は、手話通訳者等派遣、手話通訳者設置、手話奉仕員養成研修の3つの事業を実施している。

1つ目、手話通訳者等派遣事業の対象は、身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害者で、手話通訳派遣の必要性があると認められる者となっており、通院や社会活動への参加等において通訳が必要な際に、手話通訳者を派遣している。派遣事業については、愛媛県聴覚障害者協会に委託をしており、事業費は当初予算19万7千円に対し、決算額は委託費17万5千円である。

2つ目、手話通訳者設置事業については、令和元年度から福祉課内に手話通訳者を設置し、各課窓口での通訳、相談の対応を行っている。事業費は当初予算207万8千円に対し、決算額は臨時職員賃金172万2千円である。

最後に、手話奉仕員養成研修事業であるが、市内に住所または勤務地があり、聴覚障がい者の福祉の増進に熱意を有する者が受講対象で、入門課程・基礎課程の講座を計40回実施している。事業費は講師派遣委託料として予算額40万9千円に対し、決算額は39万3千円となっている。

成果指数は手話通訳等利用実人数を指標としている。結果は4人で、利用者が固定化している傾向にあることから、今後一層、派遣事業の啓発を行ってきたいと考えている。

（委員）

手話奉仕員養成研修事業の講座を受講する人はどのくらいいるのか。受講の

費用はかかるのか。また、講座修了後に手話通訳の現場で活躍している人はどのくらいいるのか。

(福祉課)

講座の受講人数は、令和元年度は 14 人から申し込みがあり、そのうち 9 人が修了している。修了の基準としては、全 40 回講座の内 8 割を出席していることとしている。講座の受講料は無料としているが、参加者は講座のテキスト代を実費負担している。

本講座は日常会話ができる程度の初級講座であるため、修了後すぐに手話通訳ができるようになるわけではない。フォローアップ研修等を経て、手話通訳者の試験があり、手話通訳者の次は手話通訳士とステップアップしていく必要がある。

講座が始まったのが平成 29 年度からであるため、手話通訳者の段階に進んだ人はいないが、初級講座を修了してフォローアップ講座に進んだ人は 1 人いる。フォローアップ講座は県の委託事業であり、松山市での開催のため、講座に参加する人が少なく、狭き門となっている。

現在、修了者にはボランティアとして市の行事等に参加してもらっている。例えば、児童センターで開催される「みんなの祭り」における手話の啓発イベントへの協力である。

(委員)

所管課からの説明を聞いて、本事業が 3 つの事業で構成されていることを初めて理解することができた。

本事業の成果指標となっている手話通訳等の支給実人数に係る事業費が、手話通訳者等派遣委託料 17 万 5 千円であり、3 つの事業で構成される本事業の成果を表すものとしてはいかななものかと感じる。最も大きい事業費を使っている手話通訳者設置事業について、もう少し詳細に事務事業評価シートに書き込む必要があるのではないか。

(福祉課)

手話通訳者設置事業に係る業務内容等については、ご指摘のとおり書き込む必要があったと反省している。

福祉課に設置している手話通訳者は、毎日勤務しており、各課窓口での通訳、相談の対応を行っている。必要な人が来られた場合に手話通訳ができる職員が窓口にいるということを認識してもらい、気軽に利用してもらえたらと考えている。

令和元年度の手話通訳利用件数の実績が 82 件とあるが、その内訳は手話通訳

者派遣事業の利用が 33 件、福祉課設置の手話通訳者による窓口対応が 49 件となっている。

(委員)

なるほど。説明のあった内容を事務事業評価シートの中にもう少し分かりやすくまとめてもらえたら、事業内容の理解が一層進むと思われる。

(委員)

ホームページを閲覧すると、伊予市第 2 次障がい者計画・第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画ということで 120 ページにわたる資料が掲載されている。

その中に、平成 29 年の障がい者の合計が 2,062 人で、そのうち聴覚に障がいのある人が 18 歳未満で 7 人、18 歳以上で 83 人、合計 90 人が市内にいたことが記載されている。

本事業の利用実人数の実績が 4 人と全体の 4 %しかない。目標値においても 6 人と全体の 7 %弱である。所管課として、この状況を不足していると考えているのか、それとも充足していると考えているのか。また、利用している人の特徴を知りたい。例えば年齢層とか。

(福祉課)

現在、市内には 83 人の聴覚障がい者がおり、そのうち 70 歳以上が 49 人と約 60%を占めている。高齢化に伴い耳が聞こえにくくなり、身体障害者手帳の交付を受け、補装具として補聴器を支給される人が多いのが理由と考える。また、全ての聴覚障がい者が手話通訳を必要としているかというところではない。補聴器だけで過ごす人もいるし、筆談で過ごす人もいる。どの人が手話を必要としているのか、また、手話ができる人なのかという把握はできていない。利用する人が固定化しているのは、そういう理由が要因だと考えている。

また、利用者の年齢層については、60 代が 3 人と 20 代が 1 人である。

(委員)

高齢化に伴って聴覚障がい者になった人が大半を占めていることがよく分かった。年齢とともに自然と生じるものなので、生活の中でカバーする必要があるのだろう。ただ、社会に参加してつながりたいという若い人に対しては、今後も支援を続けてもらいたい。

(委員)

事務事業評価シートの記入の仕方に課題がある。今のままだと、手話通訳者を派遣する事業であるという印象しかない。せっかく市役所の窓口を設置しているのだから、もう少し記載内容等に工夫が必要である。

事業の成果指標を支給実人数としているのは変えた方がよいのではないか。実際に手話通訳を必要としている人数と、そのニーズを把握する。それに対して、どれだけ充足することができているか。何割のニーズには応えることができたが、残りの人には応えることができていない。そこに対して、支援を考えていくという流れが大切である。難しいかもしれないが、それを成果指標とする方が本来的にはよいのだろう。

あるいは、時間はかかってしまうが、伊予市の初級講座の修了者が、フォローアップ講座等を経て、本事業に対応できる手話通訳者に何人なることができたかという成果指標も考えられるのではないだろうか。

(委員)

事務事業評価シートの記載はある程度は仕方ないのかもしれないが、もう少し工夫があってもよかったのではないか。

聴覚障がい者であれば、全員が利用するというわけではないが、このサービスを知っていても、使っている人がいたり使わない人がいたりする。もしかすると、知らない人がいるのではないかと感じている。社会参加のためにはとても良い事業であるので、市民に対しても普及啓発ができるとよい。例えば、小学校の授業で障がい福祉について学習する機会があると思うので、そのような機会を捉えた普及活動や PR をしてもらいたい。聴覚に障がいのある人により一層伝わるような普及方法があればよい。

もう一点。最近、「しょうがい」の「がい」の字を「害」とは書かずに平仮名で書いたりする等の風潮がある。伊予市ではどのように考えて表記しているのか。

(福祉課)

令和元年度には、中山・双海地域の公民館・小中学校に協議を行い、まずは由並小学校で出前講座を開催することができた。佐礼谷小学校も開催の予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大のため中止となっている。令和2年度に入り、コロナ関係が少しずつ落ち着いてきたので、先日下灘小学校でも出前講座を実施することができた。また、社会福祉協議会では手話サロンを実施している。子供たちへの啓発のみならず、市民全体に対する啓発の場を増やしていければと考えている。

「しょうがい」の「がい」の字については、平仮名表記と漢字表記がある。本市の取り決めとしては、法律の名称及び固有名詞については漢字での表記、視覚障がい者・聴覚障がい者というような人をさす場合は平仮名での表記としている。

(委員長)

手話通訳利用件数 82 件の内訳について説明があったが、これはシートの中に記載をするべきである。

初級講座のテキスト代を実費負担と説明があったが、参加者はいくら負担しているのか。また、手話通訳者から手話通訳士になるためには、どのようにすればよいのか。

(福祉課)

手話通訳利用件数の内訳については、明記できるように記載内容を検討したい。

テキスト代については、3千円に消費税を足したものとなる。

手話通訳士になるためには、手話通訳者としての実績を踏んでから、国が実施する試験に合格する必要があると福祉課設置の手話通訳者から聞いている。厚生労働省の技能認定試験で手話通訳士は国家資格とのことである。この情報についても記載するようにしたい。

(委員長)

なるほど。手話通訳者になるためのステップを明記した方が手話を勉強しようと考えている人たちのモチベーションにもなると思われるため、よろしくお願ひしたい。

No. 4 隣保館管理運営事業（福祉課）

総合計画：健康福祉都市の創造一心の通った社会福祉の推進

生活上の課題や様々な人権課題の速やかな解決を図り、誰もが安心して自分らしく暮らせるよう地域福祉の体制を構築する

事業対象：地域住民

事業目的：地域住民の生活環境等の安定向上を図るため、同地域の社会的、経済的、文化的改善向上を図るとともに、生活上の課題や同和問題をはじめとする人権問題の解決を図る

事業内容：伊予市扶桑会館の運営

予算・決算：当初予算12,632千円、決算額11,820千円（詳細は資料16ページ）

上記以外の事業費合計の67万7千円は、隣保館職員の共済費

人件費：0.20人工

（福祉課）

隣保館設置運営要綱に、隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うこととしており、本市においては、昭和54年に「伊予市扶桑会館」として設置され、館長1名、事務職員1名が常駐している。扶桑会館運営審議会において実績及び年間計画を審議、決定し、各定期講座、相談事業等について事業運営を行っている。なお、事業費の財源として、愛媛県隣保館運営等事業費補助金を充当している。

事業内容は、人権・同和教育講座をはじめとする教養文化講座の定期開催、生活上の各種相談対応、人権啓発広報活動として「扶桑会館だより」を毎月発行し、地域住民や関係機関に配布している。地域交流事業など全ての事業を通して、教養文化の向上と交流文化の推進に取り組み、人権・同和問題の早期解決を目指した活動を行っている。また、地域住民相互の交流を図るため扶桑会館まつりを毎年開催している。

成果指標は、扶桑会館の利用者延べ人数としている。昨年11月3日に開催した扶桑会館まつりに350人、人権・同和教育学習会のほか、詩吟教室などの教養教室の運営事業参加者に1,938人、小学生を対象とした英会話教室、男性料理教室等の休日開館事業を含めた地域交流促進事業参加者に1,761人、合計4,049人となっている。

人権・同和問題解決の拠点施設として、地域住民の交流の場、特に人権問題学習の学びの場として位置付けられており、また、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消のための人権問題解決施策の目的を達成するために必要不可

欠な事業であることから、自己判定は、妥当性、有効性、効率性について評価をAとしている。

部落差別の解消の推進に関する法律が平成 28 年 12 月に成立・施行され、法律では今もなお部落差別が存在することが明記され、国及び地方公共団体の責務として部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としている。本市においても法律の具現化を図るため、令和 2 年 3 月に伊予市人権を尊重する社会づくり条例の一部を改正している。

条例に示す目的を達成するため、差別意識の解消のための教育及び啓発の果たすべき役割は極めて大きいものがあり、扶桑会館を核として引き続き人権同和教育を積極的に推進していく必要があると考えている。

(委員)

今回初めて扶桑会館を知ることができ、重要な事業であることも理解できた。成果指標の利用者延べ人数が大変多いと感じるが、もしかしたら、地元の人だけの利用に留まっているのではないだろうか。それとも、伊予市全域から様々な目的や講座等を目当てに使っている人がいるのか等、状況を知りたい。

(福祉課)

利用人数の内訳としては、地元の人が主であり、補足資料 16 ページに記載している定期講座の受講者の大半は地元の人である。定期講座の⑨人権学習会については、市内の小中学校の先生や区長・民生委員などに幅広く案内を行っており、旧伊予市のみならず中山・双海からも参加者がある。

(委員)

生活相談員は何人いるのか。専任の館長はどのような人がされているのか。

(福祉課)

生活相談員は 2 人である。また、館長は扶桑会館で 20 年近く勤務されてきた地元の女性である。

(委員)

利用延べ人数は増加しているように感じる。定期講座の定員は 10 人でそれほど多くはないが、その参加者が他の講座にも参加している状況があるため、参加者が固定化しているという所管課の課題認識があるのだろう。この課題を解決するために、利用者を今後広げていく方策は検討しているのか。

(福祉課)

委員ご指摘の内容は、愛媛県の指導監査でも同様の指摘があった。現在、扶桑会館では、利用者へのアンケートを実施し、定期講座のほかにやりたい講座はないかというニーズ調査を行っている。利用者の実人数に限られた人になら

ないように、できるだけ利用者を広げたく考えている。

(委員)

斬新なことをしないと人は来ないと思われる。定期講座の内容を見ると、自分の親世代なら参加しそうだが、私の世代では参加しないだろう。英会話教室であれば行くかもしれないが。

企画の工夫とそれを打ち出す工夫の両方をしないと、利用者を増やすのはかなり厳しいだろうと考える。

(委員)

定期講座と相談事業という大きく二つの館活動がある。相談事業にある総合相談にはどのような内容のものが多く寄せられているのだろうか。

(福祉課)

相談事業にあっているのは、扶桑会館の2人の常駐職員と生活相談員である。相談内容としては、高齢者の生活相談や家庭内の些細なトラブルといったものが多い。

(委員)

分かった。本事業には、他の事業と比べて事業補助が多くついている感じがある。補助が出ているから、利用者を増やさないといけないという考えが出てくるのだと思うが、例えば市場周辺に住んでいる人がわざわざ扶桑会館まで行って講座を受けるかと言われれば、そうではないと思う。同じような講座をしているのなら中村公民館へ行くだらう。伊予市全体で参加を呼び掛けても、地理的な課題があるため、新たな利用者を呼び込むというのは難しいだろう。そう考えると、現在の利用件数はかなり良い状況にあるのではないだろうか。これ以上に利用者を増やそうとするのなら、抜本的な新しい取り組みが必要だと思われる。

(委員)

先ほど説明のあった根拠法令を事務事業評価シートの法令根拠等に記載する必要がある。

国と地方公共団体の責務として実施していかなければならない事業だと法律にあるが、財源内訳を見ると愛媛県からの支出金しか入っていない。この点についてはどうなっているのか。

(福祉課)

補助金については、国から県へ、県から市へという流れになっているため、県からの支出金のみという記載になっている。また、国の人権施策が年々充実してきているため、それに合わせて補助金の基準額も上がっている。

(委員)

扶桑会館というのは聞いたことはあったが、今回改めて場所を確認したら、伊予市全域の人が利用するというのは、やはり厳しいという印象がある。

定期講座も様々なものがあり、近くであれば利用したいと感じるものもある。各種定期講座があるが、参加者の負担はあるのか。また、市民であれば誰が利用してもよいのか。

(福祉課)

定期講座の受講者負担はない。扶桑会館は市民であれば誰でも参加可としているが、北山崎地区の人がほとんどであるのが現状である。ただ、英会話教室は小学生を対象として実施しているのだが、令和元年度は中山からの参加があった。

(委員長)

根拠法令の欄の隣保館設置条例の前に、部落差別の解消の推進に関する法律を記載する必要があるため、対応していただきたい。

人権学習会の講師をいろいろな人をお願いしていると説明があったが、内容がマンネリ化していないか、今一度顧みる必要がある。人権同和教育の研修や学習となると参加者には行かされているという感情を持つ人も少なからずいるのだろう。そういう状況に風穴を開けるためには、思い切った取り組みの必要性があると感じている。例えば、館の定期講座に有料カルチャースクールの内容をそのまま取り入れてもよいのではないだろうかと感じた。

No. 5 地域活力創造事業（未来づくり戦略室）

総合計画：参画協働推進都市の創造－市民が主役のまちづくり

過疎化、高齢化が進行する地域において、地域外の人材を活用したまちづくりを進めるとともに、任務満了後も引き続き定住することで、地域の若いリーダーとして課題解決に取り組む

事業対象：市民

事業目的：地域課題、地域要請の解決及び地域づくりを地域自らの選択と責任において実施することで、自立した地域づくりを実現する

事業内容：都会からの外部人材として「地域おこし協力隊」を導入し、地域の活性化を図るとともに、住民自治に対する意識の醸成を図る。

また、協力隊の任務を終了した者であって、市内で起業を目指す者に支援することにより、任務後の定住を図る。

予算・決算：当初予算7,990千円、決算額1,324千円（詳細は資料20ページ）

人件費：0.50人工

（未来づくり戦略室）

補足資料の18ページに地域おこし協力隊制度について総務省がまとめたものを掲載している。地域おこし協力隊の活動期間は概ね1年から3年以下、つまり最長3年となっている。地域おこし協力隊に係る費用は、資料中ほどの地方財政措置に記載のとおり、特別交付税措置の対象となっている。内訳は①の地域おこし協力隊員の活動経費が最大440万円。これは隊員の賃金、その他経費である。②の隊員の起業に要する経費が1人当たり100万円上限としており、③-1にある隊員の募集等に要する経費が200万円上限となっている。隊員数・取組団体数の推移は、どちらも増加傾向となっている。

事務事業評価シートの自己判定、事業成果・工夫した点に触れているが、昨年度末、つまり平成31年3月に隊員が2人退任し、このうち1人が起業支援補助金を活用し出店を果たしたことから、100万円の補助を出している。財源は特別交付税で措置されるということではあるが、県が実施する支援制度を活用し、県支出金50万円を財源としている。また、当初予算は地域おこし協力隊を募集・委嘱後、活動をしてもらうための予算を組んでいたが、所属長の課題認識にあるとおり、これまでのフリー型からミッション型に制度変更をしたことから、協力隊の募集が遅れ、年度内の募集、採用決定、任務は令和2年度からとなっている。直接事業費の内訳は補助事業シートのとおりであり、起業支援の補助金と募集にかかる費用となっている。

なお、募集に対しては5人の応募があり、そのうち2人を採用している。自

己判定、一次判定ともに評価は高く、新たな隊員も決まったことから、引き続き地域おこし活動に取り組むべく、事業継続との判断としている。

(委員)

地域おこし協力隊の決定はどのようにして行うのか。また、地元の人では採用されないのか。

(未来づくり戦略室)

本市では、平成 22 年度に初めて募集を行ってから、これまでに 9 人が活動している。これまではフリー型ということで、地域の広報区長や団体等からの要望を調査し、地域のニーズに応じて募集をしていた。最大で 5 人が同時期に活動していたこともあったが、概ね 3 人が活動していることが多い。

昨年度からはミッション型へ変更し、観光・食おこしのまちづくりを軸としている。伊予・中山・双海の 3 地区に各 1 人の計 3 人を募集したところ、伊予地区・双海地区の 2 人が採用となっている。

地域おこし協力隊は、地元の人になることはできず、大都市圏からノウハウのある人材が地域に入ってきて、よそ者目線をもって活動し、地域おこしの起爆剤になってもらうことを目的としている。

(委員)

なるほど。では、地域おこし協力隊の採用を決定するのは誰か。また、隊員が決定したら、最長 3 年間の目標を立てて活動するのだろうが、それを達成する、達成しないで何かあるのか。

(未来づくり戦略室)

隊員の採用については、市の職員で構成している選定委員会で決定している。

これまではフリー型ということで、地域のニーズに応じて隊員を配置していた。地域でこんなことをしたいという熱意をもって採用された隊員は着々と事業を進めていくのだが、明確な目標を持たずに採用された隊員はなかなか進まない。また、地域のニーズの中には、地域の事務員的な役割を果たしてほしいという場合もあり、強い意志・高い希望をもった隊員は自分の思う活動をしたが地域のニーズに応えていたら進まないというジレンマに陥り、途中で辞めてしまうケースもあった。そこで、今年度よりミッション型に変更しているが、まだ 1 年目であるため明確な成果は出ていない。

また、地域おこし協力隊も本年度より会計年度職員という公務員扱いになるため、所管課において 1 年間の活動成果について判定を行い、能力のある隊員については引き続き任務にあたるということになる。

(委員)

自分がしている SNS に伊予市の地域おこし協力隊の活動に関する情報がよく入ってきているので、様々な活動をしていると受け止めている。しかし、市民にはあまり知られていないという現状もあるので、ぜひ市民への情報発信に努められたい。

本事業に係る人工数 0.5 が表わすように、所管課が結構な労力をかけている事業だと感じた。課題認識にもあるが受け手の地域が反応しないということもあるようだが、よそ者・若者を巻き込んで、引き続き地域の活性化に役立てるように、この制度を活用してもらえたらと思う。

(委員)

今年度からミッション型に変更したというのはよいことである。縁もゆかりもない人が田舎の土地にやって来て、さあ何かしてくださいと言われても、なかなかスタートを切るのは難しいだろう。地域には地域の面倒なところがある。田舎には田舎の面倒な生活のルールがある。リタイヤした人が、田舎には地域の役等があって面倒臭い、嫌だと言って戻ってこようとしなない。このままだと地方はジリ貧になってしまう。地域の集まりがあっても、地域活動が「いつまで続くだろうか」というのが合言葉になりつつある。

ホームページを確認すると、横浜から若い女性 2 人が今年度から活動を始めるとのこと。隊員が地域に入りにくいこともあるだろう。ただ、新しい感覚の人が地区をリードして、起爆剤になってもらいたい。地域おこし協力隊に期待していることが多々あるので、ぜひ事業は継続してもらいたい。

(委員)

伊予市の地域おこし協力隊は、当初から割と活発な活動しており、有名だったと認識している。ただ、市民にはあまり認識されていないようなので、ぜひ広報に力を入れていただきたい。

所属長の課題認識にもあるように、戦略をもって隊員を受け入れようとミッション型に切り替えたというのは良い選択だと思う。今後の推移を見守りたい。

(委員)

今年度からミッション型に変更しているということで、今までの実績を踏まえた課題認識・問題意識を持って、所管課が試行錯誤をしながら事業に取り組んでいるのを感じることができた。

(委員長)

伊予市においては、良くも悪くも地域おこし協力隊が定着してきた実績がある。定着した要因は何か、なぜ地域おこし協力隊が根付いているのかというこ

とをアピールすることによって、新たな地域おこし協力隊を募集する際のキーワード・PR になるのではないか。合併したおかげで、海もあり山もありという地の利が影響しているように思うし、県庁所在地の松山市にも程近いというのも地の利のひとつであると思う。そういうことを市役所内で分析して、最大公約数的なところをもって新たな PR の材料にしてもらえればと考えている。

制度スタート時には、地域おこしに必要な人材は「よそ者・若者・ばか者」であると言われた。そういうことが言える環境に伊予市は先鞭をつけたのだという言い方をした方が今後のためにはよい。他の委員と同じように引き続きがんばってもらいたいという気持ちである。実績のアピールを続けてもらいたい。

(未来づくり戦略室)

1 点の補足を。地域おこし協力隊の定着率について。昨年度退任した 2 人の定住率は 100%だが、これまで 9 人が市内で活動し、任期終了後 5 人が定住している。定住率では 55%となり、全国平均とほぼ同じ状況にある。

総務省には、当初は地域おこし協力隊を地域の起爆剤にという考えがあったが、最近では隊員が任期終了後に定住するという流れがあるため、移住・定住の施策のひとつとしてシフトチェンジしつつある。そして、それをさらに後押しするために、地域で起業してもらおうための起業支援に係る補助が入ってきている。

本市の定住の状況が特別に優れているというわけではないが、対外的に発信する際にはうまくアピールできる材料にしていきたい。